

多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会市民委員選考要領

第1 趣旨

この要領は、多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会の市民委員選出事務取扱要綱（平成15年多摩市告示第129号。以下「要綱」という。）に基づき選出する市民委員の選考の基準その他必要な事項について定めるものとする。

第2 募集

- 1 募集告知は、市報（令和7年5月5日号）及びホームページにより行う。
- 2 募集期間は、令和7年5月5日（月）から5月26日（月）までとする。
- 3 応募方法は、窓口持ち込み・郵送・ファクシミリ・ロゴフォーム（市公式ホームページのインターネット手続き）のいずれかとする。
- 4 要綱第4条第4項で定める小論文は、800字程度とし、テーマは「市民として多摩市の個人情報保護に期待すること」とする。

第3 選考基準

- 1 小論文の内容（絶対評価）及び公募市民委員の総合的評価（相対評価）について選考委員が項目別に審査し、各項目の得点集計により評価する。各選考委員の各項目の得点は5点満点とする。

(1) 小論文評価基準

文章 伝達力（誤字・脱字がなく、わかりやすいか。）
構成力（論文として論理的な展開となっているか。）
表現力（独創的で、魅力ある表現かどうか。）
内容 先見性（先進的な見解を備えているか。）
普遍性（行政全般に対する総合的視点を備えているか。）
現実性（実現可能な主張であるか。）
公平性・中立性（社会的に中立的な立場で審議できるか。）
熱意（熱意があるか。）

(2) 総合的評価

期待性（市民の個人情報保護、情報公開に関し、公益性を高める発言、意見を述べることに期待できること。）
その他（上記の基準のほか、年齢構成など審議会の運営にあたって幅広い市民の意見が反映できると考えられること。）

- 2 審査にあたっては、別紙の情報公開・個人情報保護運営審議会市民委員評価採点表を用いるものとする。

第4 選考委員

選考委員は、総務部内の部課長5人以内とする。